

お財布にも地球にも優しい

省エネ住宅をお得に建てませんか？



札幌版次世代住宅補助制度と【フラット35】の併用で、

1.00% の金利引下げが **5年間** 適用されます。

子育て世帯は、さらにお得！



【フラット35】**子育てプラス** も適用され、

6年目～10年目 も **子どもの人数等** に応じた

金利の引下げ でマイホームの取得を応援！

各制度の概要

札幌版次世代住宅

札幌市は、世界に誇れる環境都市として、2050年に温室効果ガスを実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指しています。

「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市内の住宅から排出される二酸化炭素の削減を図るため、札幌市独自の住宅性能基準である「札幌版次世代住宅基準」を定めており、この基準を満たす住宅として、札幌市が認定したものを「札幌版次世代住宅」といいます。札幌市では札幌版次世代住宅の普及促進のための補助制度を用意しています。

【フラット35】

【フラット35】は民間金融機関と住宅金融支援機構が連携してご提供する「全期間固定金利型住宅ローン」です。

また、家族構成や住宅の建て方等に応じた金利引下げメニューをご用意しています。

【フラット35】S(ZEH)

ZEHを取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

【フラット35】地域連携型

地方公共団体による補助金交付などとあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

札幌版次世代住宅は【フラット35】S(ZEH)が適用され、さらに補助制度との併用により、
【フラット35】S(ZEH)と【フラット35】地域連携型が利用できます。

札幌版次世代住宅補助制度

×

【フラット35】金利引下げメニュー

新築住宅の等級

札幌市からの助成額

金利引下げ期間及び引下げ幅

プラチナ

220万円

ゴールド

180万円

シルバー※

ブロンズ※

対象外

※ 補助制度の適用はありませんが、認定を受けることで【フラット35】S(ZEH)のご利用が可能です。

【フラット35】S(ZEH)

【フラット35】地域連携型

当初 5 年間 年▲1.00%

【フラット35】S(ZEH)

当初 5 年間 年▲0.75%

●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が連携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまご希望の金利率がない場合があります。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分によるものを除きます。)以内となります。また、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入できない場合があります。●融資手数料は、お客様の負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性などをより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さまの負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)は、お客さまの負担となります。●借入対象となる住宅については、火災保険(損害保険会社等の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。火災保険料は、お客さまの負担となります。●健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35】はご利用いただけます。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレットなど)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。●【フラット35】S、地域連携型、子育てプラス等の金利引下げメニューは、借換融資には利用できません。●【フラット35】S、地域連携型、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。●【フラット35】S等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

2025年4月現在

■ 【フラット35】に関するお問い合わせ

住宅金融支援機構 北海道支店 Tel 011-261-8306
営業時間 / 9:00~17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)

■ 札幌版次世代住宅補助制度に関するお問い合わせ

札幌市都市局市街地整備部住宅課 Tel 011-211-2807
営業時間 / 8:45~17:15 (土、日、祝日、年末年始を除く)